

内子町立中学校における部活動の地域移行推進計画

内子町教育委員会

令和5年12月

はじめに

令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があることが示された。

本町においても、更に少子化が進むことが見込まれていることから、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするために、地域で子どもたちを育成する体制を構築した上で、部活動の地域移行を推進していく必要がある。

このため、「内子町立中学校における部活動の地域移行推進計画」は、生徒、保護者、教職員及び地域の理解の下、町内全ての中学校が足並みを揃えて取り組むことを目的として策定するものである。

1 部活動の意義及び課題

(1) 部活動の現状と意義

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有するとともに、生徒、保護者及び地域が学校への信頼を高めることにつながっている。

(2) 部活動の位置付け

- 中学校学習指導要領（平成29年7月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されている。

- 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである¹が、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにする必要がある。

(3) 部活動に係る課題

ア 教員の業務負担の過多

- 部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。
- 教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

イ 生徒数の推移の傾向

- 町内の中学校の生徒数は、令和 6 年度 380 名をピークに、その後減少傾向にあり、令和 16 年度には 226 名と約 40.5%の減少が見込まれている。

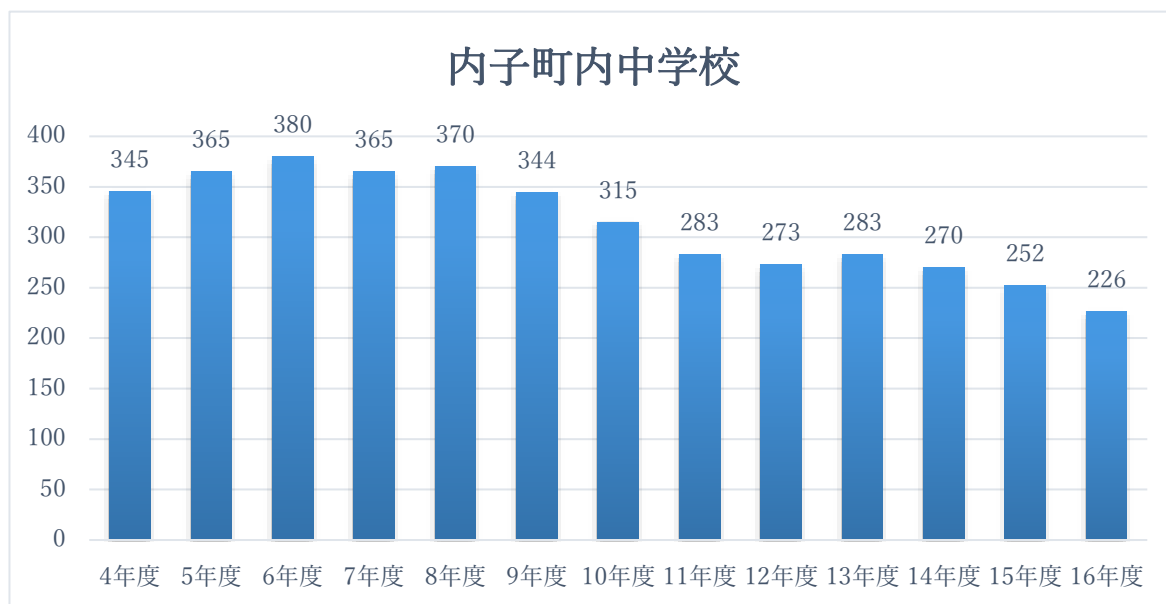


図 1 内子町内中学校における生徒数の推移予想

- また、各中学校における生徒数も、それぞれ減少傾向にあり、令和 6 年度から令和 16 年度にかけての減少率は、内子中学校 39.4%（193 名→117 名）、大瀬中学校 70.4%（27 名→8 名）、五十崎中学校 33.8%（139 名→92 名）、小田中学校 62.5%（24 名→9 名）である。特に、少人数規模の学校における減少率が大きい傾向にあり、このことから、学校内における部活動の維持が困難になることは明らかである。

¹ 中央教育審議会答申（平成 31 年 1 月）では「部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなる。」と示されている。

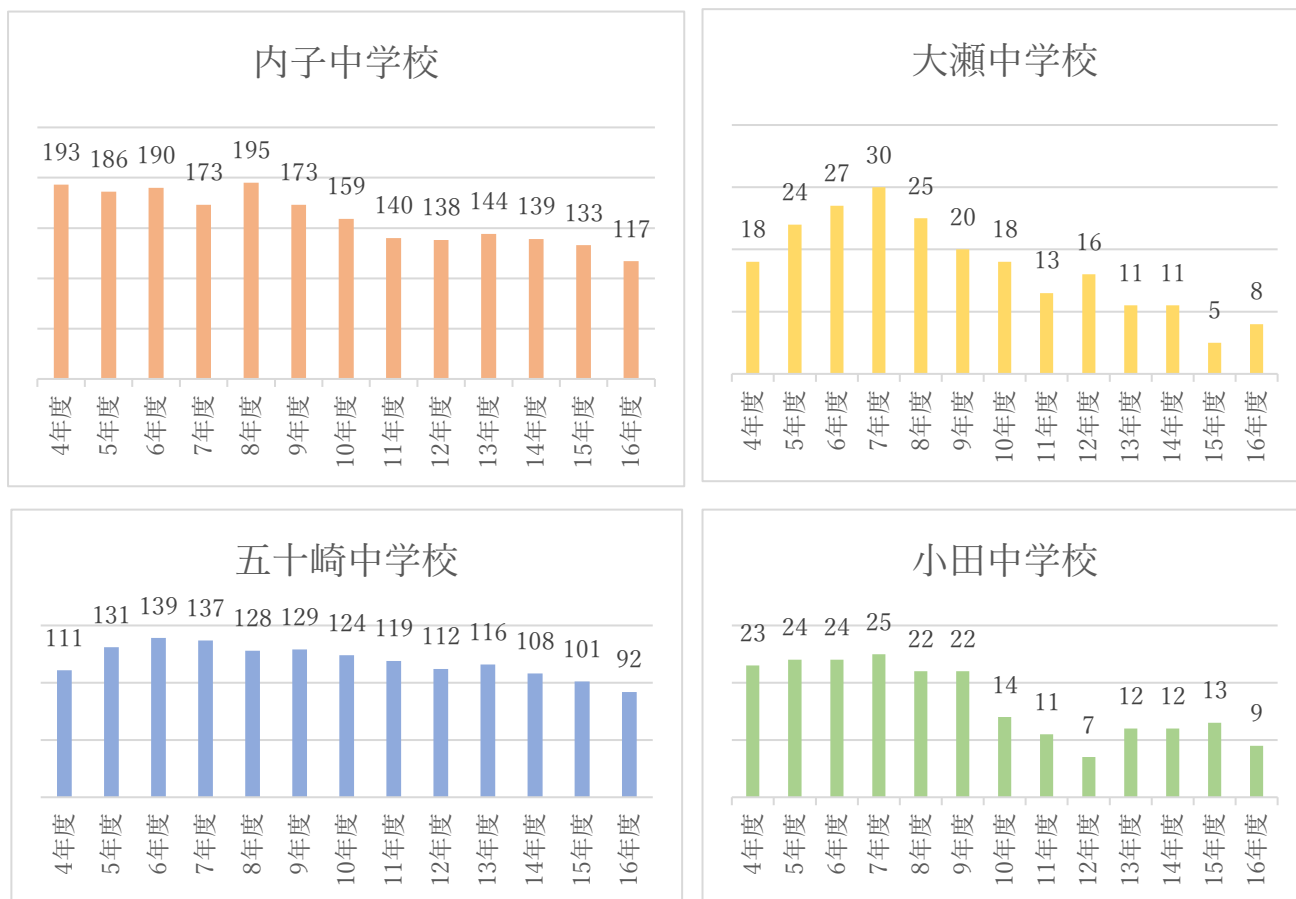


図2 内子町内各中学校における生徒数の推移

2 部活動地域移行に関する考え方

(1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)

- 本ガイドラインにおいて、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示した。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意図の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能な多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、休前・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の日曜日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・国庫家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組む。地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

表1 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(概要)

(2) 内子町における部活動地域移行の考え方

ア 地域移行に係る基本的な考え方(国の方針)

- 少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

イ 地域移行の進め方(内子町の方針)

- 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 内子町における地域資源を有効に活用しながら、生徒の幸せを第一に考え、生徒が自主的・自発的に参加するとともに、活動がより良いものになることを目指す。併せて、教員の働き方改革を実現する。
- 令和5年度に「内子町地域移行推進連絡協議会」を設置し、地域移行の基本的な考え方や具体的な進め方等について協議する。
- まず、内子町内全域の生徒が、様々な部活動を選択できる形態づくり(拠点校部活動を想定)を目指し、令和6年度当初から、内子町部活動クラブ(仮称：原則、平日・休日でクラブを変えない)の入部を募集し、同年9月以降の大会等へ参加す

る準備を進める。

- 運営上の様々な調整や指導者の確保等に課題が山積している現状を踏まえ、指導者についての移行は教員から徐々に地域住民等へ移行し、その他の課題について修正しながら、令和8年度には移行完了を目指す。

基本的な考え方		
○ 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図る。 ○ 内子町における地域資源を有効に活用しながら、生徒の幸せを第一に考え、生徒が自主的・自発的に参加するとともに、活動がより良いものになることを目指す。併せて、教員の働き方改革を実現する。		
時期	概要	指導者
令和5年度	・内子町地域移行推進連絡協議会で協議 ・運営のための準備（議会・予算）	教員（現状のまま＜学校ごと＞）
令和6年度	・新規部活動クラブに4月から入部募集 ・9月以降大会等へ参加	教員が中心（学校間連携）
令和7年度	・課題の整理と改善措置 ・地域住民等の指導者へ移行する期間	教員・地域住民等
令和8年度	・新規部活動クラブ体制で実施	地域住民等が中心（希望教員も可とする）

表2 内子町における地域移行の進め方（概要）

3 地域移行に係る取組

(1) 令和5年度における取組

ア 基本方針と基本計画の策定（第1回協議会、5月）

内子町における部活動地域移行の基本方針と基本計画の概要を検討する。今後、修正が必要な場合に依じて、検討を重ねる。

イ 内子町部活動クラブの概要（第2回協議会、6月）

部活動クラブにおけるスポーツ・文化芸術活動の種類及び活動内容の概要を検討する。その際、活動方法や活動場所、指導者や協力者の関わり方や全体組織の概要も併せて検討する。

ウ 生徒募集・指導者選定方法（第3回協議会、7月）

生徒募集方法や指導者選定方法を検討する。指導者や協力者の位置付けや全体組織における必要な業務などの詳細を確認する。そのことにより、実施主体や運営主体等の組織の在り方を検討する。

エ 必要経費財源の確保方法（第4回協議会、9月）

課題を整理し、課題を解決するための手段を探る。必要経費を整理し、財源の確保

方法について検討する。

オ まとめ（第5回協議会、10月）

協議内容をまとめる。内子町における財源確保のための予算要求の準備をする。

カ 地域移行推進計画の策定（第6回協議会、12月）

「内子町立中学校における部活動の地域移行推進計画」を策定する。今後の進め方を検討する。

年度	月	内容	備考	その他
令和5	4	協議会委員委嘱		
	5	第1回協議会	会長等の決定、基本方針、基本計画	
	6	第2回協議会	部活動クラブの種類と活動内容、活動方法、活動場所、組織作りについて	※協議事項について、その都度周知する。
	7	第3回協議会	生徒募集・指導者選定方法、組織作りの詳細	
	8			
	9	第4回協議会	課題整理と必要経費財源の確保方法	アンケート実施
	10	第5回協議会	まとめ	
	11			町P連懇談会
	12	第6回協議会	最終調整	
	1			
	2			入学説明会
	3	3月議会	当初予算・条例等改正	

表3 令和5年度推進計画（協議会における協議内容）

(2) 令和8年度以降の新たな体制づくり

ア 目指す姿

公立中学校のスポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことにより、次の新たな体制づくりを目指す。

○ 生徒自身が望む豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

- ・ 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保
- ・ 学校と地域の協働による新たなスポーツ・文化芸術環境の整備

○ 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなど新しい価値を創出・継承

- ・ 行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用の充実

○ 地域に根差した指導による教員の働き方改革の推進

- ・ 教員の専門性や意思に基づき、地域クラブ活動を指導する体制の構築

イ 取組の方向性

- 地域クラブ活動については、その教育的意義を踏まえた上で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図る。

また、拠点校部活動の取組を進めながら、部活動指導員、外部指導者の積極的な任用を図る。

- 学校部活動の教育的意義や役割は、地域クラブ活動においても継承・発展させていく。
- 複数のスポーツ・文化芸術活動やレクリエーション志向など、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- 部活動指導員や地域クラブの指導者等の任用・配置に当たっては、次の事項に関し、任用前後において定期的な研修を行う。
 - ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
 - ・ 安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと
 - ・ 服務を遵守すること

ウ 令和6～7年度における取組

- 「内子町地域移行推進連絡協議会」を継続し、地域移行の基本的な考え方や具体的な進め方等について協議する。
- 事業主体、実施主体、運営主体等の組織の整備を図る。
- 指導者の質の保障を図りながら、指導者選定方法の構築や、教員の兼職兼業も含めた指導に関わる手続き等の円滑化に向けた取組を進める。
- 活動内容や活動日・休養日等の設定及び活動場所の工夫を進めながら、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、幅広い世代との交流も視野に入れる。
- 必要財源の確保方法について、様々な団体や機関が連携しながら、受益者負担と併せて保護者等の負担軽減も踏まえながら、検討していく。
- 活動における特性やこれまでの活動状況・けがや事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者や参加者等に対して適切な補償が受けられるようにする。
- その他の課題について検討・修正しながら、環境を整備していく。